

消費税 10%への引上げに伴う使用料・手数料等の見直し方針

1. 現状と課題

町の歳入の根幹をなす町税は、人口減少や少子高齢化により減少傾向で推移していくことが見込まれており、使用料・手数料等（以下「使用料等」という。）による収入についても減少傾向で推移することが想定されています。

使用料等については、特定の行政サービスを利用する者が、その受益の範囲内で対価を負担するものであり、「受益者負担の原則」の観点から利用者に適正な負担を求めていく必要があります。

町では、これまでも社会経済情勢を踏まえ見直しを図ってきましたが、これらの料金は近隣の地方公共団体との比較や、類似施設との均衡などを主な理由として設定され、利用者に原価（コスト）の負担を求め、徴収するという考え方に必ずしも基づいていませんでした。

公共施設に係る維持管理経費の増加や消費税率の引上げなどに対して、継続的な行政サービスを提供するためには、受益者負担についての基本的な考え方を再度検証し、町民全体の公平性の観点から町と受益者の負担割合や金額（料金）、減免等について統一的な基準を定める必要があります。

2. 大磯町行政経営プランでの位置づけ

「使用料・手数料の見直し」については、町ではこれまでに取り組んできた、各期の行政改革大綱や集中改革プランのほか、現在、計画期間である行政経営プランにおいて、それぞれ重点項目に位置付け推進してきました。

本計画では、消費税率の引上げを平成 29 年 4 月と想定していましたが、令和元年 10 月に先送りされたことから、計画も消費税率の引上げに合わせたスケジュールで見直しを行います。

大磯町行政経営プラン（平成 28 年度～令和 2 年度） — 抜粋 —

(1) 歳入確保の取組み

② 受益者負担の適正化

○ 公共施設等の使用料・手数料の見直し

受益者負担の原則に基づき、公共施設等の使用料及び手数料の適正化を図る。

- ・ 施設等の使用料及び手数料の見直し（平成 28 年度）
- ・ 改正後の使用料及び手数料による運用（平成 29 年度）

3. 基本的な考え方

(1) 対象

原則、全ての使用料等を対象とします。ただし、次の項目に該当するものは見直しの対象から除外します。

ア. 法令等により算定方法が定められているものや、国県などの機関が算定している経費等をもとに定められているもの

例：危険物取扱許可及び検査手数料、戸籍関係手数料、道路及び附属物占用料
一般廃棄物処理手数料 など

イ. 行政財産の目的外使用に係る使用料を根拠に定めているもの

例：町有地（土地・建物）貸付料、自動販売機等設置使用料 など

ウ. その他、別の基準により使用料等を算定しているもの

例：保育園負担金、幼稚園保育料、下水道使用料 など

(2) 消費税率の引上げに関する対応について

ア. 消費税率8%への改定時の対応について

平成 26 年 4 月の消費税率 5% から 8% への改定時には、翌年となる平成 27 年 10 月に消費税率 10% への改定が予定されていました。

消費税率の改定に合わせ使用料等を頻繁に改正することは、料金体系変更による町民負担の増、また諸経費に係る財政負担を伴うため、増税分相当額の転嫁を見送りました。

イ. 消費税率 10% への改定時の対応について

令和元年 10 月の消費税率 10% への引上げに伴い、使用料等への増税分相当額を転嫁するため、各関係条例の改正を行う予定です。

ウ. 消費税転嫁額

消費税率 8% を盛り込んでいる使用料等については 2%、消費税率 5% で据え置いていた使用料等については 5% を転嫁し、それぞれ消費税率 10% にします。

また、消費税の適切な転嫁を図るため、原則 10 円単位で料金改正を実施します。

(3) 見直しの時期

令和元年 10 月に予定されている消費税率（地方消費税を含む）の引上げ（10%）を勘案して見直しを図るため、令和 2 年 4 月 1 日から施行とします。

(4) 条例改正

複数の条例が対象となるため、個別の条例ごとの改正は行わず、「（仮称）消費税率の引上げに伴う料金改定に関する条例」とし、全ての対象条例を改正します。

なお、条例改正の時期は令和元年 12 月議会定例会へ提案します。

(5) 定期的な見直し

受益者負担の公平性を引き続き確保するため、見直しにより整理した基本的な考え方、定期的に検証すべき視点や手法、一定期間の原価（コスト）の変動要因等を考慮し、適正な負担割合（金額）や減免等について統一的な基準の策定を行います。

4. 見直しの体制

庁内検討会議を設置し、使用料等の見直し方針に基づき該当する各所管課において、令和2年4月1日からの施行に合わせた見直しの事務を進めます。

見直しに当たって、消費税率の引上げに伴う転嫁分については、条例改正が必要となることから議会への説明を行い進めることとし、また、定期的に見直しを実施するための統一的な基準を定める過程においては、行政改革推進委員会や町議会への報告を行うとともに、町民や利用者から意見等を聴取し反映させながら行うこととします。

5. 今後の予定

平成31年 3月 下旬 庁内検討会議設置



検討・報告・調整 等

「使用料・手数料等の見直しフロー」参照

12月 月上旬 12月議会定例会にて改正条例案を上程
3月 月下旬 「(仮称)使用料・手数料等の考え方」策定
4月 1日 新料金の適用

【参考：消費税導入後の国の動向】

- 昭和63年に消費税法が成立（12月30日公布）
- 平成元年4月1日、消費税法施行（税率3%）
- 平成6年11月25日、税制改革関連法案成立。
- 平成9年4月1日、消費税等増税（5%に増税、うち地方消費税1%導入）
- 平成23年12月29日、税制調査会にて増税案が提出
（平成26年4月1日より8%、平成27年10月1日より10%に増税）
- 平成24年8月10日、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法案成立
- 平成25年12月4日付け、総務省より地方自治法に基づく技術的な助言を發出
（総行行第198号自治行政局行政課長、総行経第28号自治行政局行政経営支援室長）
- 平成26年4月1日、消費税率（国・地方）は8%（うち地方消費税1.7%）
- 平成26年11月18日、消費税再増税の1年半先送りを表明（平成29年4月へ）
- 平成28年6月1日、税率引上げの2年半再延期を表明（令和元年10月へ）
- 令和元年10月1日、消費税率10%への引上げを実施予定

総行行第 198 号
総行経第 28 号
平成 25 年 12 月 4 日

各都道府県総務部長
(財政担当課・行政改革担当課・市区町村担当課扱い)
各指定都市総務局長
(財政担当課・行政改革担当課扱い)
各都道府県議会事務局長
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長
総務省自治行政局行政経営支援室長
(公 印 省 略)

消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応については、消費税（地方消費税を含む。）が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるよう、下記の点に留意の上、所要の措置を講じるようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいこと。
- 2 公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として收受させている場合には、1 と同様に消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じられたいこと。

その際、利用料金について定める条例の改正等が必要なときには、地方公共団体において適切に対処されたいこと。

- 3 公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合には、地方公共団体が指定管理者に支出する委託費についても、消費税率の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上されたいこと。

なお、地方公共団体が公の施設の管理を指定管理者に行わせることは、地方公共団体が指定管理者からサービスの提供を受けてその対価を支払う関係として、消費税の課税対象と解されていることを申し添えます。

使用料・手数料等の見直しフロー

